

◎スポーツ施設の使用料（指定管理者が管理している施設）

産業教養文化体育施設

利用区分		単位	利用料金の限度額		
			基本利用料金	冷暖房料	
ミーティングルーム		1時間	200円	50円	
トレーニングルーム		1時間	200円	50円	
第1会議室		1時間	400円	100円	
第2会議室		1時間	600円	150円	
ア リ	専 用	高校生以下	1時間	200円	800円
		一般	1時間	400円	800円
一 ナ	個 人	高校生以下	1回	50円	—
		一般	1回	100円	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 アリーナを二分して専用利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。
- 3 附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。
- 4 会議室等で販売その他の営利を目的とする場合の基本利用料金は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 5 アリーナで販売その他の営利を目的とする場合の基本利用料金は、1時間当たり8,000円とする。
- 6 利用料金を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。